

課税標準の特例（先端設備導入計画に係る設備）

先端設備導入計画に係る設備のうち、一定の要件を備えた償却資産は、地方税法の規定により固定資産税が軽減されます。取得時期により特例が異なるため、ご注意ください。

● 資産取得時期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの場合

【特例措置の対象者】以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の「中小事業者」又は「中小企業者」）

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(注) 次の法人（いわゆる「みなし大企業」）は、資本金が1億円以下でも対象になりません。

- ・同一の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

※大規模法人とは以下の法人をいいます。

- ①資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は常時使用する従業員数が1,000人超の法人
- ②大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- ③普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該すべての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（②を除く）

【特例措置の対象となる設備】

先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの

- ① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- ② 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- ③ 中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具、器具及び備品	30万円以上
建物付属設備 ※償却資産として課税されたものに限る	60万円以上

【特例割合】

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合に、下表のとおり特例が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

【提出書類】

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書（写）
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）
- ⑥ ※（リース会社が所有する対象資産の場合）リース契約書（写）
- ⑦ ※（リース会社が所有する対象資産の場合）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）

● 資産取得時期が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの場合

【特例措置の対象者】以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の「中小事業者」又は「中小企業者」）

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(注) 次の法人（いわゆる「みなしだ企業」）は、資本金が1億円以下でも対象になりません。

- ・同一の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
 - ・2以上の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人
- ※大規模法人とは以下の法人をいいます。

- ①資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は常時使用する従業員数が1,000人超の法人
- ②大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- ③普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該すべての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（②を除く）

【特例措置の対象となる設備】

先端設備等導入計画に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの

- ① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- ② 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- ③ 中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具、器具及び備品	30万円以上
建物付属設備 ※償却資産として課税されたものに限る	60万円以上

【特例割合】

従業員に対する賃上げ方針（1.5%以上）の表明を計画内に記載した場合に、下表のとおり特例割合が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
1.5%未満	（特例の適用はありません）		
1.5%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	3年間	2分の1
3%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	5年間	4分の1

【提出書類】

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書（写）
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）及び賃上げ率が分かる書面（写）
- ⑥ ※（リース会社が所有する対象資産の場合）リース契約書（写）
- ⑦ ※（リース会社が所有する対象資産の場合）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）